

## 大阪の「食」に関する国際的な調査検討等業務委託公募要領

大阪府では、大阪の食の独自性や強みについて、世界的な視座に立った調査検討を行い、さらに、大阪の食に関わる多様な主体が参画するラウンドテーブル（異業種交流の場）を設け、中長期的な視点から「取組の方向性」を示すとともに、コラボレーションによる新たな価値創造を促すことにより、大阪の「食」のプレゼンスを国内外で高め、引いては、観光力、都市ブランドの一段の引上げに繋げるため、『大阪の「食」に関する国際的な調査検討等業務』を実施します。

本事業は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により調査業務の受託事業者を募集します。

本事業は「令和8年度大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。  
予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので、あらかじめご了承ください。

### 1 事業名（又は業務名）

大阪の「食」に関する国際的な調査検討等業務

#### (1) 事業の趣旨・目的

大阪府では、令和7年度、万博の機会を捉えて国内外へ大阪の多面的な食の魅力を発信し、大阪の観光力や都市ブランドを高めることを目的に、国際的な食のシンポジウム『Osaka Culinary Immersion』を開催した。本シンポジウムでは、世界から招いた食のプロフェッショナルから、大阪の食の強みは『現代に受け継いできた食文化や伝統』であり、それを支える『人々のオープンさやコミュニケーション力』にあるとの示唆を得た。

一方、国際的には、その価値が十分評価されているとはいいがたく、今後、大阪の「食」がその力を発揮していくには、『海外への継続的な情報発信』、『関係者が共有できる中長期的なビジョン』、『異業種交流などから起こる新たな価値創造』などの必要性が指摘されたところ。

このような指摘を受け、本事業では、世界の中で、大阪の食の独自性や強みを活かすには何が必要か、などの視点から、国際的な視座に立った調査検討を行うこととした。また、本調査結果をもとに、食に関わる多様な主体が参画するラウンドテーブル（異業種交流の場）を設置し、中長期的な視点から「取組の方向性」を示すとともに、コラボレーションによる新たな価値創造を促すこととする。これらを基礎として、大阪の「食」のプレゼンスを国内外で高め、引いては、観光力、都市ブランドの一段の引上げに繋げるものである。

なお、ここで言う「食」とは、農水産物、加工品、料理、飲食店及び地域で醸成された食文化などを指す。

- (2) 事業概要  
別紙『大阪の「食」に関する国際的な調査検討等業務 委託仕様書』のとおり
- (3) 委託上限額  
20,000,000円(税込)

## 2 スケジュール

令和8年2月18日(水)	公募開始
令和8年2月25日(水)	説明会
令和8年3月4日(水)	質問受付締切
令和8年3月19日(木)	提案書類提出締切
令和8年3月27日(金)	選定委員会によるプレゼンテーション審査
令和8年4月上旬	契約締結
令和8年4月上旬	事業開始
令和9年3月31日(水)	事業終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配

人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

## 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
  - ア 配布期間  
令和 8 年 2 月 18 日（水）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで
  - イ 配布方法  
大阪府政策企画部成長戦略局ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/seicyo/torikumi/r8shoku-koubo.html>) からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

ウ 受付期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月19日(木)まで(土曜日、日曜日を除く、午前10時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く))

エ 受付場所

大阪府政策企画部成長戦略局成長戦略担当

住 所：〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階

電話番号：06-4397-3593

郵送による提出の場合は、令和8年3月19日(木)必着でお願いします。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類(以下、記載例)

ア 応募申込書(様式1:1部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部、副本7部)

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部、副本7部)

エ 事業実績申告書(様式4:正本1部、副本7部)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5:1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式6:1部)

③ 委任状(様式7:1部)

④ 使用印鑑届(様式8:1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9:1部)

[添付書類]

ア 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

イ

① 法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
  - ウ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
    - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
      - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
    - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
  - エ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
    - ① 貸借対照表
    - ② 損益計算書
    - ③ 株主資本等変動計算書
  - オ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
    - 【常時雇用労働者数が 40.0 人以上の事業主の場合】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し

      - ・令和 7 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
    - 【常時雇用労働者数が 40.0 人未満の事業主の場合】

「障がい者の雇用状況について」（様式 10）
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
  - イ 応募書類の提出に際しては、正本 1 部、副本 7 部をそれぞれ 1 部ずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体での提出もお願いします。
  - ウ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容や担当者名等の個人情報に記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。
  - エ 正本の表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。副本は、表紙・背表紙ともに不要です。
  - オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
  - カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

- (1) 開催日時  
令和8年2月25日(水) 14時から15時まで
- (2) 開催方法  
オンライン開催  
オンライン会議システム Microsoft Teams を使用します。  
(申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。)
- (3) 申込方法  
電子メール (growthstrategy@gbox.pref.osaka.lg.jp) で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申込みください。  
※件名に「説明会申込：大阪の「食」に関する国際的な調査検討等業務」と明記してください。  
※口頭、電話による申込みは受け付けません。
- (4) 説明会への申込期限  
令和8年2月24(火) 正午まで

## 6 質問の受付

- (1) 受付期間  
公募開始日から令和8年3月4日(水) 午後5時まで
- (2) 提出方法  
電子メール (growthstrategy@gbox.pref.osaka.lg.jp) で受け付けます。  
質問への回答は政策企画部成長戦略局ホームページ  
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/seicyo/torikumi/r8shoku-koubo.html>) に掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

- (1) 審査方法
  - ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。
  - イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査は、令和8年3月27日(金)に実施します。時間は、応募提案者に個別に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、事前に提出した応募書類以外の資料等を使用することはできません。また、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。なお、契約にあたっては、最優秀提案者となった者と府との間で再度協議し、仕様書を双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約締結を行います。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
事業目的及び事業内容の理解度	本事業の目的、大阪における食の独自性や強み、課題を踏まえた提案になっているか。	10点	
事業内容に関する提案について	<b>(1) 調査・検討</b> ◇調査の枠組み（調査目的、対象範囲、調査項目、手法、比較分析の視点など） ◇海外の知見の取り入れ（海外有識者へのアプローチ方法、ネットワーク構築の具体的なステップ、既存ネットワークの活用など） ◇取りまとめプロセス（手順、想定される取組と実施主体、ラウンドテーブルメンバーとの連携） ◇成果物のイメージ（取りまとめの構成案、多言語対応など） ◇効果測定手法（KPI、測定方法） ◇公表・発信方法（国内外の区分や対象層等のターゲット、発信内容、発信チャネル、多言語対応（対応言語、翻訳体制）など	35点	80点
	<b>(2) ラウンドテーブル（食に関する異業種交流の場）の設置・運営</b> ◇参加者選定の考え方 ◇想定する参加者候補（具体的な業種・期待される役割等） ◇開催計画（開催スケジュール（時期、頻度）、各回のテーマ案と到達目標など） ◇運営・公開手法、多言語対応（対応言語、翻訳体制） ◇参加者間の交流を促進する工夫、期待される具体的なコラボレーションや実験的取組 など ◇令和8年度以降も継続可能な仕組みづくり、参加者のコミ	25点	

	<p>ットメントを維持する工夫 ◇効果測定手法（KPI、測定方法）</p> <p><b>（３）事業実施体制及びスケジュール</b> ◇本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や経験、能力等を有するスタッフの有無等） ◇上記（１）～（２）の事業ごとの具体的なスケジュール案</p>	20点	
障がい者雇用	<p>企業全体において、常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</p> <p>※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。</p>	5点	
価格点	<p>価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※上記計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。</p>	5点	
合 計		100点	

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を政策企画部成長戦略局ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/seicyo/torikumi/r8shoku-koubo.html>) において公表します。なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
  - ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
  - ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
  - ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
  - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
  - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示する

こと。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第 162 条第 3 号及び大阪府財務規則第 45 条第 2 号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供

される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。